**◇千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書**（条約第三号）（外務省）

この確認書は、本文、この確認書に附属する日本国の特定の約束に係る表（以下「約束表」という。）の改善、日本国の約束表に掲げる全ての分野（金融サービスを除く。）について適用するサービスに係る国内規制に関する規律（以下「規律」という。）及び日本国の約束表に掲げる金融サービスの分野について適用する金融サービスのためのサービスに係る国内規制に関する代替的な規律（以下「代替的な規律」という。）から成り、その概要は、次のとおりである。

1　本文

(一)　この確認書に附属する日本国の約束表の改善は、平成一二年（二〇〇〇年）四月一八日にサービスの貿易に関する理事会が採択した約束表の訂正又は改善に関する確認のための手続により確定されたものであることを確認する。

(二)　この確認書に附属する日本国の約束表の改善は、我が国政府が自国の国内手続の完了後に世界貿易機関（以下「WTO」という。）事務局長に宛てる通告書に従って効力を生ずる。

2　日本国の約束表

(一)　約束表とは、WTO加盟国が、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定（以下「GATS」という。）第二〇条の規定に従い、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対するGATS第一六条（市場アクセス）及び第一七条（内国民待遇）の義務を受け入れるサービス分野、当該義務に関する条件及び制限、当該分野におけるサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する追加的な約束（GATS第一八条）等を記載する表であり、約束表は、GATSの不可分の一部を成す。

(二)　この確認書に附属する日本国の約束表の改善は、規律及び代替的な規律に関して日本国の約束表に追加的な約束を記載したものである。

3　サービスに係る国内規制に関する規律

(一)　規律の適用範囲（規律一～三関係）

(1)　規律は、加盟国による措置であって、サービスの貿易に影響を及ぼす免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続並びに技術上の基準に関連するものについて適用することを定める。（規律一関係）

(2)　規律は、GATS第一六条又は第一七条の規定に従って加盟国の約束表に定める制限又は条件については、適用しないことを定める。（規律二関係）

(3)　規律の適用上、「許可」の定義を定める。（規律三関係）

(二)　申請の提出（規律四関係）

加盟国は、実行可能な範囲内で、申請者に対し、許可のための各申請について二以上の自国の権限のある当局に連絡することを要求しないようにすること等を定める。

(三)　申請の日程（規律五関係）

加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が実行可能な範囲内で年間を通じていつでも申請の提出を認めることを確保すること等を定める。

(四)　電子的申請及び写しの受理（規律六関係）

加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が、競合する優先事項及び資源の制約を考慮しつつ、電子的様式による申請を受理するよう努めること等を確保することを定める。

(五)　申請の審査（規律七及び八関係）

(1)　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が、実行可能な範囲内で申請の審査のための指標となる日程を提供すること、申請者の要請に応じ申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること、実行可能な範囲内で申請に不備がないことを不当に遅滞することなく確認すること等を定める。（規律七関係）

(2)　加盟国の権限のある当局は、許可を与えた場合には、不当に遅滞することなく、適用される条件に従い当該許可の効力が生ずることを確保すること等を定める。（規律八関係）

(六)　手数料（規律九関係）

加盟国は、自国の権限のある当局が徴収する許可に係る手数料が、合理的な、かつ、透明性を有するものであること、措置に定められた権限に基づくこと及び当該手数料自体が関連するサービスの提供に対する制限とならないことを確保すること等を定める。

(七)　資格の評価（規律一〇関係）

加盟国は、サービスの提供に係る許可につき試験を要求する場合には、自国の権限のある当局が、合理的な頻度の期間ごとに当該試験を行い、及び申請者が当該試験の受験を申請することができるようにするための合理的な期間を与えることを確保すること並びに費用、行政上の負担及び関係する手続の信頼性を考慮して、当該試験の受験の電子的様式による申請を受理し、及び実行可能な範囲内で当該試験の手続に係るその他の事項について電子的手段の利用を検討するよう奨励されることを定める。

(八)　承認（規律一一関係）

加盟国の職業団体が職業上の資格、免許又は登録の承認に関連する問題について他の加盟国の職業団体との対話の機会を設けることに相互に関心を有する場合において、要請があり、かつ、適当であるときは、関係する加盟国は、これらの団体の対話を支援することを検討すべきであることを定める。

(九)　独立性（規律一二関係）

加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、自国の権限のある当局が、許可が必要なサービスを提供する者から独立した態様で、決定を行い、かつ、当該決定を実施することを確保すること等を定める。

(一〇)　公表及び利用可能な情報（規律一三関係）

加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、GATS第三条の規定を適用するほか、サービス提供者又はサービスを提供しようとする者が当該許可を取得し、維持し、修正し、及び更新するための要件及び手続に従うために必要な情報を速やかに公表し、又は書面により公に利用可能なものとすること等を定める。

(二)　意見の提出の機会及び効力発生前の情報（規律一四～一九関係）

(1)　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、次のいずれかのものを事前に公表すること等を定める。（規律一四関係）

イ　一般に適用される自国の法令であって、規律の適用範囲内の事項に関連して自国が採用しようとするもの（規律一四(a)関係）

ロ　規律一四(a)に規定する法令についての十分な詳細を提供する文書であって、利害関係を有する者及び他の加盟国が自己の利益が重大な影響を受けるかどうか及びどのように重大な影響を受けるかについて評価することを可能とするもの（規律一四(b)関係）

(2)　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、一般に適用される手続及び行政上の決定であって、規律の適用範囲内の事項に関連して自国が採用しようとするものについて規律一四の規定を適用するよう奨励されることを定める。（規律一五関係）

(3)　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、利害関係を有する者及び他の加盟国に対し、規律一四又は一五の規定に従って公表される措置の案又は文書に関する意見を提出するための合理的な機会を与えることを定める。（規律一六関係）

(4)　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、規律一六の規定に従って受領した意見を検討すること等を定める。（規律一七関係）